

○嘉麻市都市公園条例施行規則

平成25年3月25日

規則第7号

改正 平成26年10月1日規則第20号

平成28年3月31日規則第8号

平成30年3月12日規則第7号

平成30年6月26日規則第27号

令和4年11月30日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市都市公園条例(平成18年嘉麻市条例第146号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成30年規則27号〕)

(保管工作物等一覧簿の様式及び備付場所)

第2条 条例第22条第2項の規則で定める様式は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める場所は、土木課とする。

(一部改正〔平成26年規則20号・28年8号・30年7号・27号〕)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第3条 条例第24条の規定により保管した工作物等を売却する場合は、嘉麻市財務規則(平成18年嘉麻市規則第48号)の定めるところによる。

(一部改正〔平成30年規則7号・27号〕)

(受領証の様式)

第4条 条例第25条の規則で定める様式は、様式第2号のとおりとする。

(一部改正〔平成30年規則7号・27号〕)

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月1日規則第20号抄)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成26年10月6日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月12日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月26日規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(手続等に関する経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までにこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(様式に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現にあるそれぞれの規則に規定する旧書式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができ、又は現に残存するものについては、これを使用することができる。

附 則(令和4年11月30日規則第50号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の嘉麻市都市公園条例施行規則に基づく様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができ、又は現に残存するものについては、これを使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

保管工作物等一覧簿								
整理 番号	保管工作物等			保管工 作物等 の放置 場所	除却年 月日時	保管開 始年月 日時	保管場所	備考
	名称又は 種類	形状 又は 特徴	数量					

様式第2号(第4条関係)

(一部改正〔平成30年規則27号・令和4年50号〕)

様式第2号(第4条関係)

受 領 証

年 月 日

嘉麻市長様

返還を受けた者

住 所

氏 名

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号

次のとおり工作物等の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた 工作物等	整理番号	
	名称又は種類	
	形状又は特徴	
	数 量	
返還を受けた金額		
返還を受けた者を証した提示 書類等		
備考		